

立地選定に関する基準

目指す姿 



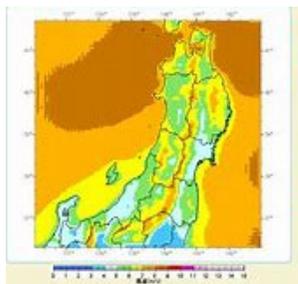
# 現状：環境配慮が後回しで地域の合意形成が不十分 **X**

◆風況が良好で送電線に近い地域

◆地権者の理解が得られる地域

◆環境影響評価

◆事業中止



岩手県の県北地域が有望だな

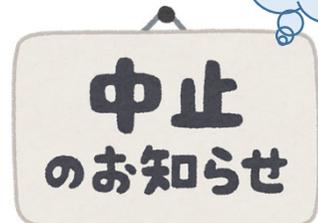


地権者の同意が得られそうだ



自然を守れ!

今さら言われても...



中止のお知らせ

アセス費用が回収できない...

# 今後：立地選定段階で環境配慮で将来のトラブルを回避 **O**

◆自然環境に配慮すべき区域を確認

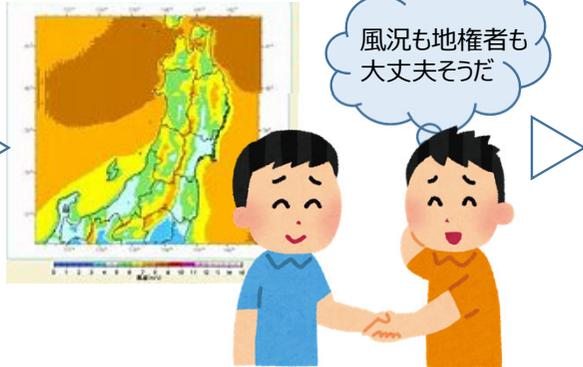
◆風況が良好で地権者の理解が得られる地域

◆環境影響評価

◆事業着工



まず自然環境保全エリアは外そう



風況も地権者も大丈夫そうだ



自然環境に配慮された計画だな



これからも地域と一緒にがんばろう



## 基準の考え方



項目	考え方
基準を作成する環境要素	立地選定の適正化を図る観点から、環境保全上、 <b>立地場所の選定が特に重要な環境要素</b> である、 <b>騒音、土地の安定性、鳥類（希少猛禽類）、生態系、景観・人と自然との触れ合いの活動の場</b> の <b>5項目</b> とする
基準で使用する指標	計画段階で事業者が立地による影響を避けるべきエリアの <b>該当の有無を容易に判別</b> できるよう、 <b>環境の保全の観点から、法令により指定されている区域、法令により規定されている環境の保全に係る支障</b> に関し、当該 <b>支障を及ぼすおそれがあると認められる区域として県があらかじめ定めた区域</b> （イヌワシ生息地及び風車からの距離）とする
基準	<p>・環境の保全に支障を及ぼすおそれがある区域は、立地による影響を避けるべきエリアである。立地による影響を避けるべきエリアは、<b>促進区域から除外すべき又は含めることが適当でない区域に相当</b>することから、<b>促進区域に関する国・県基準に掲げられている区域・事項のうち、以下の区域とする（レッドゾーン）</b>。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 温対法施行規則第5条の2第1項第1号イ、ロ、ニに掲げる区域</li> <li>② a同項第2号ロからにへに掲げる区域</li> <li>② b同項第3号に掲げる環境の保全に係る支障に関し、当該支障を及ぼすおそれがあると認められる区域として県があらかじめ定めた区域（イヌワシ生息地及び風車からの距離）</li> <li>③ 国立/国定公園の第2種・第3種特別地域、鳥獣保護区、県指定自然環境保全地域の特別地区、県立自然公園の特別地域、県指定生息地等保護区</li> </ul> <p>・上記以外の区域は、法令・要綱等により環境保全の見地から地域指定されている区域であるか否かに関わらず、<b>環境アセス</b>を通じて、<b>環境の保全への適正な配慮が確保されるよう考慮すべき区域</b>である。ことから、そのうち代表的な区域を参考までに設定する（グレーゾーン）。</p>



## 基準と促進区域に関する基準の関係



① 温対法施行規則第5条の2第1項第1号 (促進区域から除外すべき区域)		② 同項第2号、第3号 (市町村が考慮すべき区域・事項)		③ 県環境配慮基準別表3 (促進区域に含めることが適切でない区域)		
<u>イ 原生自然環境保全地域</u> <u>自然環境保全地域</u>	<u>自然環境保全法</u>	②a 区域	イ 国立/国定公園 (左記以外)	自然公園法	<u>国立/国定公園の第2種特別地域</u> <u>第3種特別地域</u>	<u>自然公園法</u>
<u>ロ 国立/国定公園の特別保護地区</u> <u>第1種特別地域</u>	<u>自然公園法</u>		<u>ロ 生息地等保護区の管理地区</u>	<u>種の保存法</u>	<u>国指定鳥獣保護区</u> <u>県指定鳥獣保護区</u>	<u>鳥獣保護管理法</u>
ハ 国指定鳥獣保護区の特別保護区	<u>鳥獣保護管理法</u>		<u>ハ 砂防指定地</u>	<u>砂防法</u>	<u>自然環境保全地域</u>	<u>自然環境保全条例</u>
<u>ニ 生息地等保護区の管理地区</u>	<u>種の保存法</u>		<u>ニ 地すべり防止区域</u>	<u>地滑防止法</u>	<u>県立自然公園の特別地域</u>	<u>県立自然公園条例</u>
			<u>ホ 急傾斜地崩壊危険区域</u>	<u>急傾斜地法</u>	<u>生息地等保護区</u>	<u>希少野生動植物保護条例</u>
			<u>ヘ 保安林</u>	<u>森林法</u>	風致地区	都市計画法
		②b 事項	<u>希少野生動植物種の生息・生育への支障</u>	<u>種の保存法</u>	伝統的建造物群保存地区	文化財保護法、土地計画法
			<u>騒音その他生活環境への支障</u>		文化的景観 ほか	文化財保護法 ほか

## 環境の保全への支障を及ぼすおそれがある区域（立地による環境影響を回避すべき区域）



## 風力発電所の設置の工事業が環境の保全への支障を及ぼすおそれがある区域

環境要素	関係法令等	区域
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	砂防法	砂防指定地
	地すべり等防止法	地すべり防止区域
	急傾斜地法	急傾斜地崩壊危険区域
	森林法	国指定保安林、県指定保安林（除航行）
	—	住居等から1 km以内
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	自然環境保全法	原生自然環境保全地域、自然環境保全地域
	自然公園法	国立/国定公園の特別保護地区、第1種特別地域
	種の保存法	生息地等保護区の管理地区
	自然公園法	国立/国定公園の第2種特別地域、第3種特別地域
	種の保存法	生息地等保護区の監視地区
	鳥獣保護管理法	国指定鳥獣保護区（特別保護区を除く）、県指定鳥獣保護区
	自然環境保全条例	自然環境保全地域の特別地区
	県立自然公園条例	県立自然公園の特別地域
	希少野生動植物保護条例	生息地等保護区
	種の保存法	イヌワシの営巣期高利用域内